

日金協発 第令3-141号
令和4年2月28日

各位

日本貸金業協会
会長 今井 三夫

**「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について**

この度、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を、下記のとおり一部改正しましたのでご案内致します。

なお、改正後の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」は本日から施行します。

記

今般、「協会員のシステムリスク管理態勢整備・高度化」に向け、「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を包摂した、「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインを策定することとしました。

「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインの策定に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を一部改正しました。

以上

※ 改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部 高橋・河合

電話 03-5739-3014

電子メール kaiin-gyombu@j-fsa.jp